

## 大台町視覚障がい者（児）生活訓練事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業の一環として、在宅の視覚障がい者（児）に対し、日常生活上必要な訓練、助言及び相談を行うことにより、当該視覚障がい者（児）の自立及び社会参加の促進を図るため、大台町視覚障がい者（児）生活訓練事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、大台町とする。ただし、町長は、事業の全部又は一部を視覚障害生活訓練等指導員を配置する法人等（以下「委託事業者」という。）に委託することができる。

（対象者）

第3条 事業の対象者は、大台町に居住している在宅の視覚障がい者（児）で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳を所持するもの又はこれに準じるものとする。

（事業内容）

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- （1） 歩行訓練、日常生活訓練、コミュニケーション訓練等の視覚障がい者（児）に必要な訓練（以下「訓練」という。）
- （2） 事前面談、視覚障がいに関する補装具及び日常生活用具の選定についての助言及び相談、家族及び支援者の介助支援技術の指導、関係機関への相談等（以下「相談等」という。）

（訓練及び相談等の時間）

第5条 訓練の時間は、1人につき年間30時間までを上限とする。

2 相談等の時間は、1回当たり2時間を上限とする。

（利用の申請）

第6条 事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、大台町視覚障がい者（児）生活訓練事業利用申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

（決定及び通知）

第7条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかに生活状況等を調査し、利用の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、大台町視覚障が

い者（児）生活訓練事業利用決定通知書（様式第2号）又は大台町視覚障がい者（児）生活訓練事業利用却下通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

- 3 町長は、第1項の利用を決定したときには、大台町視覚障がい者（児）生活訓練事業利用依頼書（様式第4号）を委託事業者に通知するものとする。  
（訓練計画）

第8条 前条第3項の規定により依頼を受けた委託事業者は、申請者との事前相談により申請者の障がい状況及び生活状況を考慮したうえで、訓練計画を作成し、速やかに町長に提出するものとする。

- 2 委託事業者は、前項の訓練計画について、申請者の状況により変更が必要な場合は、訓練計画を変更し、これを町長に速やかに提出するものとする。  
（事業実績報告）

第9条 委託事業者は、前条の訓練計画に基づき訓練及び相談等を実施したときは、事業終了後、翌月末までに大台町視覚障がい者（児）生活訓練事業事業実績報告書（様式第5号）及び大台町視覚障がい者（児）生活訓練事業委託料請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、提出された報告書の内容が適正と認められる場合は、委託事業者に対し請求書に基づく委託料を支払うものとする。  
（利用者負担）

第10条 申請者は、第4条の訓練及び相談等に要する費用のうち、1割を負担するものとし、第2条の規定により委託した委託事業者に支払う。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第17条第4号に該当する者は、負担がないものとする。

- 2 前項に定める費用のうち、公共交通機関の運賃等、実費に伴う費用については、申請者の負担とする。

- 3 利用者負担の上限月額については、施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に定める額とする。

（利用単価）

第11条 利用単価は、1時間当たり7,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、業務に伴う訓練現場への交通費は別途支払うものとする。

（利用に係る経費の支弁）

第12条 町は、委託事業者に対して、利用単価から利用者負担額を差し引いた額を支弁するものとする。

(関係機関との連携)

第13条 町長は、関係機関及び委託事業者との連絡を密にし、十分な連携を図るものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）大台町長

申請者

住 所

氏 名

連絡先 （ ） -

大台町視覚障がい者（児）生活訓練事業利用申請書

大台町視覚障がい者（児）生活訓練事業実施要綱第6条に基づき、申請します。

記

対象者	住 所	多気郡大台町		番地	
	氏 名		生年 月日	年	月 日
身体障害 者手帳	手帳番号	県 第		号	
	交付年月日	年		月	日
	障 害 名				
家族の状況（該当に○）	単身世帯		家族と同居		
希望する内容 （該当に○）	1・訓練 （ 歩行 日常生活 コミュニケーション ） 2・相談等				

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

様

大台町長

大台町視覚障がい者（児）生活訓練事業利用決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大台町視覚障がい者（児）生活訓練事業の利用申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 対象者氏名
- 2 訓練内容
- 3 利用開始年月日 年 月 日から

※ 訓練は 1 人当たり年間 30 時間までとします。

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

大台町長

大台町視覚障がい者（児）生活訓練事業利用却下通知書

年 月 日付けで申請のありました大台町視覚障がい者（児）生活訓練事業の利用申請について、下記の理由により却下となりましたので、通知します。

記

却下の理由

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

様

大台町長

大台町視覚障がい者（児）生活訓練事業利用依頼書

下記の者の視覚障がい者（児）生活訓練事業について、利用決定をしましたので、通知します。

記

- 1 対象者住所 多気郡大台町
- 2 対象者氏名
- 3 利用開始年月日 年 月 日から

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）大台町長

報告者  
事業者名  
代表者名



大台町視覚障がい者（児）生活訓練事業事業実績報告書

事業実績について、次のとおり報告します。

対象者氏名			
訓練日時	訓練場所	訓練担当者	
年 月 日 時から 時まで			
訓練記録			
訓練日時	訓練場所	訓練担当者	
年 月 日 時から 時まで			
訓練記録			
訓練日時	訓練場所	訓練担当者	
年 月 日 時から 時まで			
訓練記録			
訓練日時	訓練場所	訓練担当者	
年 月 日 時から 時まで			
訓練記録			
訓練日時	訓練場所	訓練担当者	
年 月 日 時から 時まで			
訓練記録			



様式第 6 号 (第 9 条関係)

年 月 日

(宛先) 大台町長

(委託事業者)

郵便番号

住 所

事業者名

代表者

印

電話番号

大台町視覚障がい者 (児) 生活訓練事業委託料請求書

請求金額 金 円

(内訳) (1) 相談等費用 円

(2) 訓練費用 円

(3) 交通費 円

下記の口座へお振り込みください。

金融機関名	銀行 信用金庫 農協・漁協			本店 支店 出張所
金融機関 コード	店舗コード		口座 種目	普通 当座 ( )
口座番号				
フリガナ				
口座名義				